

令和3年第2回定例市議会追加議案  
条例新旧対照表

(6月22日提出)



議案第 4 1 号 藤井寺市手数料条例等の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案（第 2 条関係）	3
藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	4



議案第 4 1 号

藤井寺市手数料条例等の一部改正について

○藤井寺市手数料条例（昭和 3 5 年藤井寺市条例第 1 号） 新旧対照表  
（第 1 条関係）

改正後	改正前								
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）								
	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）関係</p> <table border="1" data-bbox="1120 647 2136 1197"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 647 1742 719">事 務</th> <th data-bbox="1744 647 1910 719">単 位</th> <th data-bbox="1912 647 2136 719">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 721 1742 1197">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 2 8 条第 1 項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 1 5 5 号）第 1 5 条第 2 項から第 4 項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付</td> <td data-bbox="1744 721 1910 1197">1 枚</td> <td data-bbox="1912 721 2136 1197">8 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>			事 務	単 位	金 額	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 2 8 条第 1 項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 1 5 5 号）第 1 5 条第 2 項から第 4 項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付	1 枚	8 0 0 円
事 務	単 位	金 額							
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 2 8 条第 1 項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 1 5 5 号）第 1 5 条第 2 項から第 4 項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付	1 枚	8 0 0 円							
1 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）関係	2 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）関係								
(略)	(略)								
2 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）関係	3 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）関係								
(略)	(略)								

改正後	改正前
<u>3</u> 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係 (略)	<u>4</u> 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係 (略)
<u>4</u> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係 (略)	<u>5</u> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係 (略)
<u>5</u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係 (略)	<u>6</u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係 (略)
<u>6</u> 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係 (略)	<u>7</u> 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係 (略)
<u>7</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）関係 (略)	<u>8</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）関係 (略)
<u>8</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号）関係 (略)	<u>9</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号）関係 (略)
<u>9</u> 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）関係 (略)	<u>10</u> 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）関係 (略)
<u>10</u> 藤井寺市例規関係 (略)	<u>11</u> 藤井寺市例規関係 (略)
<u>11</u> その他 (略)	<u>12</u> その他 (略)

○藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号） 新旧対照表  
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第21条の2 （略）</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び<u>番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第21条の2 （略）</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び<u>番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号） 新旧対照表  
 （第3条関係）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p>